

令和6年度第1次補正予算におけるスポーツ団体に対する補助（案）について

1. 誹謗中傷等からアスリートを守るための法務等支援事業

(1) 目的

今般 SNS 等の普及によってアスリートへの誹謗中傷事案が生じやすくなっていることから、被害にあったアスリートを支え、アスリートが競技に専念できる環境を整えることを通じ、我が国の国際競技力向上につなげる。

(2) 内容

交付対象：公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本パラスポーツ協会

- ① 誹謗中傷等に悩むアスリートへの相談対応、法務支援・伴走支援等を十分に行い、また、パリ 2024 オリンピック・パラリンピック競技大会等において誹謗中傷を受けたアスリートが、発信者情報開示請求や削除要請、訴訟等を希望する場合、それらの対応を円滑に行うことができる体制の構築
- ② アスリートを誹謗中傷等から守るために行う取組（対外・対アスリートへの啓発コンテンツの作成・発信等）

(3) 金額

194,480 千円

2. 国際大会を契機としたパラスポーツ振興

(1) 目的

令和7年度に日本で初の開催となる東京2025デフリンピックが控えていることを踏まえ、当該大会を契機としたデフスポーツの機運醸成に向けた取組により、スポーツを通じた共生社会の実現を図る。

(2) 内容

交付対象：公益財団法人日本パラスポーツ協会

聴覚障害者の国際スポーツ大会である東京2025デフリンピックが日本で初めて開催されることを契機に、デフスポーツの機運醸成を図るため、全国各地で開催されるデフスポーツ体験等のイベントを支援する。

(3) 金額

106,968 千円

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（国の補助）

第三十三条 （略）

2 （略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十一条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）